

別記様式第二(第十一条第二項関係)

届出日	令和5年10月30日
届出番号	2023 - 100296

届 出 書

(個人情報の保護に関する法律(第27条第2項・第27条第3項)・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)附則第2条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第7条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

令和 5 年 10 月 30 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称

株式会社Penetrator

住所又は居所

東京都文京区向丘2丁目3-10
東大前HIRAKU GATE 3階

1. 届出をする個人情報取扱事業者(以下「届出者」という。)の概要

新規又は変更の別	1.新規 変更の場合:元の届出番号 (-)	1.新規 2.変更 (元の届出番号)
個人又は法人等の別	2.法人等	1.個人 2.法人等
届出者の氏名 又は名称	(フリガナ) カブシキガイシャ ペネトレータ 株式会社 Penetrator	
法人番号(13桁)	1010001224810	
届出者の住所 又は居所	〒 113 - 0023	
	東京都	文京区 向丘
	2丁目3-10 東大前HIRAKU GATE 3階	
	電話	03 (6826) 0460
届出者の屋号	(フリガナ)	
届出者の ホームページアドレス	https://pntwhere.com	
代表者の氏名 (届出者が法人等 の場合に限る)	(フリガナ) アクツ タケオ 阿久津 岳生	

2. 届出項目

(1)	☒ 本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
(2)	第三者への提供を利用目的としていること 1. 利用目的 不動産情報・企業情報・地図情報を必要とする顧客に対し、収集支援、営業活動支援、与信判断・管理業務支援を行うため、個人データを含む情報について第三者提供を行うもの。 2. 情報の提供先 当社とサービス利用契約を締結した、以下に分類される企業、団体、個人、官公庁 農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉事業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されるものを除く)
(3)	第三者に提供される個人データの取得の方法 ・登記情報提供制度に基づく一般財団法人民事法務協会からの購入 ・一般に販売されている電話帳、新聞、雑誌、書籍の購入 ・一般に公開されている上空からの画像(衛星データ)の解析 ・web上における公開情報の閲覧 ・官公庁における公開情報の閲覧
(4)	第三者に提供される個人データの更新の方法 上記(3)の方法で取得した個人データをデータベース化し、新規情報を取得することによりその整合を確認し、データベース自体を更新する。

(5)	第三者に提供される個人データの項目 不動産登記情報から提供される項目 不動産の所有者・用益権者・担保権者・委託者・受託者・受益者・仮登記権利者・債権者の氏名、住所、所有者が所有している不動産の地番、所在、地目、用途、地積、家屋番号、種類、構造、床面積 商業登記情報から提供される項目 代表者・役員・会計監査人・商人・支配人の氏名、住所		
(6)	第三者への提供の方法 クラウドサービス、電子メールの送信、電子記録媒体の交付、電話による伝達、印刷物の提供		
(7)	本人の求めを受け付ける方法(該当するもの全ての□に○印を付けること)		
	☒	郵送	宛先: 〒113-0023 東京都文京区向丘2丁目3-10 東大前HIRAKU GATE3階 株式会社Penetrator 個人情報担当
	☐	受付窓口	住所:
	☐	電話	電話:
	☐	WEB	URL:
	☒	その他	メール: info@pntwhere.com
(8)	本届出書に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日		
	令和5年11月1日		

3. 個人情報保護委員会による公表に関する希望(いずれかの□に○印を付けること)

☐	希望なし(届出日以後、速やかに公表)
☐	次の理由により、 以後の公表
公表日を指定する理由:	

4. 本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではないこと

☐	本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではない
-----------------------	--------------------------------------